環境創造センター県民委員会設置要綱

(目的)

第1条 環境創造センターが取り組む事業について、県民のニーズを反映させるため、「環境創造センター県民委員会」(以下「県民委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 県民委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 環境創造センターの中長期取組方針及び年次計画への意見・助言に関すること。
 - (2) その他環境創造センターが取り組む事業への意見・助言に関すること。 (組織)
- 第3条 県民委員会は、次に掲げる者(以下「委員」という。)をもって構成する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 別表に掲げる団体から推薦のあった者
 - (3) その他環境創造センター所長(以下「所長」という。)が必要と認めた者。
- 2 前項(1)の学識経験者は、所長が選任する。
- 3 県民委員会には、委員の互選により委員長を置く。
- 4 委員長は、県民委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代 理する。
- 6 委員の任期は、2年以内とする。なお、任期中に委員が欠けた場合、後任 者の任期は前任者の残任期間とする。

また、再任は妨げない。

(会議)

- 第4条 県民委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。
- 2 県民委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 団体の推薦を受けて任命された委員は、やむを得ない事由により委員会の 会議に出席することができないときは、当該団体に所属する者を代理人とし て選任し、その職務を行わせることができる。

(意見聴取等)

- 第5条 県民委員会は、必要に応じ委員以外の者に意見を求めることができる。 (庶務)
- 第6条 県民委員会の庶務は、福島県環境創造センター総務企画部において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別途定めるものとする。

附則

この要綱は、平成26年11月28日から実施する。

この要綱は、平成28年 3月 8日から実施する。

別表

加松
福島県市長会
福島県町村会
福島県商工会議所連合会
福島県商工会連合会
福島県農業協同組合中央会
福島県消費者団体連絡協議会
一般財団法人福島県婦人団体連合会
福島県小学校長会
福島県PTA連合会